

出資法人等評価・カルテシート（令和 8 年度分）

商法法人以外

1 出資法人等の概要

団体名	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会		
所在地	豊中市中桜塚 2-29-31	所管部局・課	福祉部・地域共生課
設立年月日	昭和 58 年 12 月 21 日	代表者	会長 森島 徹
資本金等	3,000,000 円	うち市出資額（率）	0 円（0.0%）
設立目的	豊中市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。		

2 役員・職員関係

各年 4 月 1 日現在

		R6			R7			R8		
			市職員	市 0B		市職員	市 0B		市職員	市 0B
役員	常勤	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	非常勤	21	0	0	21	0	0	21	0	0
職員	常勤	65	0	0	64	0	0	67	0	1
	非常勤	116	0	0	104	0	0	99	0	0
役員の平均年間報酬（R7 年度、千円）※常勤のみ		—			職員の平均年間給与（R7 年度、千円）・平均年齢 ※常勤のみ			6,845 千円・45.5 歳		

3 財務関係

		金額（千円）		
		R5	R6	R7
損益計算書	総収入	919,977	963,777	987,015
	（うち市受入金）	564,734	593,917	636,679
	総費用	903,992	977,033	1,003,439
	経常損益	16,060	▲13,103	▲16,424
	当期損益	16,060	▲13,236	▲16,424

		金額（千円）		
		R5	R6	R7
貸借対照表	資産の部合計	1,265,221	1,233,641	1,222,995
	負債の部合計	471,305	452,591	458,266
	（うち有利子負債）	0	0	0
	純資産	793,916	781,049	764,729
	利益剰余金	—	—	—

4 市の財政的関与の状況

(単位：千円)

		R5	R6	R7	主な内容、算出根拠等
フロー	補助金	322,789	358,575	400,976	
	事業費	322,789	358,575	400,976	コミュニティソーシャルワーカー配置事業、敬老の集い事業等
	運営費	0	0	0	
	委託料	226,979	235,342	235,702	包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業等
	指定管理委託料	0	0	0	
	その他	14,966	0	0	
計		564,734	593,917	636,678	
ストック	貸付金残高	0	0	0	
	債務保証残高	-	-	-	
	損失補償残高	-	-	-	
	出資金	-	-	-	
	その他	-	-	-	
計		0	0	0	

5 経営の状況

(1) 出資法人等の主な事業

事業名	事業内容	活動指標	R5	R6	R7
校区福祉委員会活動推進事業	福祉なんでも相談窓口の設置	相談件数(件)	868	1451	1427
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域でのセーフティネットの体制づくり	相談件数(件) 対応件数(件)	580 5065	501 4390	637 3318
とよなか地域ささえ愛ポイント事業	介護予防と人材育成の仕組みづくり	登録状況(人) ポイント申込(人)	1231 616	1319 702	1388 743
権利擁護・後見サポートセンター事業	日常生活自立支援事業	相談件数(件) 契約件数(件)	380 162	548 167	752 194
地域包括支援センター事業	高齢者の総合相談窓口・介護予防プラン作成等	相談件数(件) のべ件数(件)	6555 7635	6122 7279	5503 8444

(2) 財務指標

指標	視点	内容	R5	R6	R7
市受入金比率 市受入金／経常収益×100	自立性	市への財政的依存度を表わします。一般的に数値が低いほど、財政的に自立性が高いといえます。	61.5	61.8	64.8
人件費比率(%) 人件費／経常費用×100	効率性	数値が低いほど財務の弾力性が高いといえます。総支出における相談業務等のマンパワーが業務の中心となる団体については高くなる傾向にあります。	74.8	76.5	79.4
管理費比率(%) 管理費／経常費用×100	効率性	コスト体質を表すもので、一般的に数値が低いほど効率が良いとされます。	25.2	23.5	20.7
正味財産比率(%) 正味財産合計／(負債＋正味財産合計)×100	安全性	負債及び正味財産合計に対する正味財産合計の割合。自己資本の比率が高いほど資本構成が良く、経営の安全性が高いといえます。	62.8	63.3	62.5
固定比率(%) 固定資産／正味財産合計×100	安全性	正味財産合計に対する固定資産の割合。固定資産を返済不要な正味財産合計でまかなわれているかを表します。100%未満であれば安全性が高いといえます。長期的な経営の安全性を示しています。	95.5	102.3	108.2
流動比率(%) 流動資産／流動負債×100	安全性	1年以内に返済を要する負債に対する1年以内に資金化できる資産の割合。数値が高いほど支払い能力が高いといえます。100%を下回る場合は注意が必要です。	272.4	309.7	334.6

(3) その他

ア 給与体系

区分	☐ 独自体系 ☒ 市の体系を準用 ☐ その他（ ）
見直し予定	☐ 予定あり（ 年度予定） ☐ なし ☒ 済み（令和7年1月）

イ 情報公開

公開ツール	☒ ホームページ（URL：https://toyonaka-shakyo.or.jp） ☒ 広報紙 ☒ 事務所備え付け ☐ その他（ ）
公開内容	☒ 定款 ☒ 役員名簿 ☒ 事業計画 ☒ 事業報告 ☒ 経営計画 ☒ 財務諸表

ウ 指定管理者の状況

施設名	指定管理期間	備考

6 経営上の課題

- 複雑多様化する福祉ニーズや新たな課題に 대응していくため、組織・財政基盤を強化する必要があります。特に、次世代を担う職員の育成に注力する必要があると考えています。
- 賛助会費や共同募金配分金が年々減少していく中であって、様々な地域福祉課題に対応する財源も不足する可能性があり、自主財源の確保が課題となっています。
- 介護サービス事業においては、介護人材の不足に加え、賃上げや物価高騰といった社会経済情勢も相まって、厳しい経営を余儀なくされています。また、地域包括支援センター事業においては、毎年収支不足に陥っている状況にあり、事業継続の可否も含め方針を示す必要があります。

7 経営改革の取り組み（令和7年度）

項目	取り組み内容	今後の課題・方向性
人材育成	離職防止・人材育成支援に向け、採用時研修の充実やエルダー・メンター制度の導入を検討するとともに、事業運営や職員管理の要となる中間層の育成に向け、管理職・中間管理職を対象とした研修会を企画しました。	単に課題解決能力の向上のみならず、法人全体を見据えた戦略的思考とリーダーシップ開発が求められることから、課題ごとの研修に加え、階層別研修を充実します。
自主財源の確保	近年、遺贈による寄付の申し出が多く寄せられており、遺贈・福祉基金運営委員会を新たに立ち上げ、相談窓口の設置や広報啓発ツールを整備するとともに、「地域福祉みらい基金」の名称のもと、その活用方針を検討しました。	寄付・遺贈受入基準の整理や、相談から受領後までの対応方針、周知も含めた広報体制の整備など、具体的な事務フローを確立します。
介護サービス事業の経営安定化	介護サービス事業の管理者及び中堅職員で構成する「介護事業ワーキングチーム」にて経営状況の課題分析を行うとともに、収益確保を前提として、セーフティネット・公益性・地域貢献に取り組むといった中間報告をまとめました。	「社協らしい介護サービス」について引き続き検討を行うとともに、持続可能な事業のあり方（新たな働き方・給与賃金体系の見直し等）についても検討します。

8 出資法人等の自己評価

評価の視点	評価	今後の取り組み方針
必要性 ・実施事業は、社会状況、環境変化や市民ニーズに適合しているか	地域の特性に合わせた柔軟な支援や、制度のすき間にある課題に対応できる民間組織として、新たな地域福祉活動の仕組みづくりを行っています。特に健康マージャンやわんわんパトロールなどを通じ、担い手の裾野を広げる活動に取り組みました。また、各小学校区においても、新たな担い手育成に向け、子ども食堂や若者支援・農業を通じた交流・外国人支援など、地域の強みを生かした取り組みを行っています。	自身の日課や趣味を通じた地域福祉活動・地域貢献の仕組みについて、更にメニューを検討・追加していくとともに、その活動を支えるリーダー層の育成にも取り組みます。
効率性 ・人的・物的な経営資源は有効に活用しているか ・組織体制、人事給与水準は適正か	各種関係団体・社会福祉施設にも人的支援や財政面でご協力いただき、様々な事業を協働で取り組んでいます。賃上げ基調の社会経済情勢の中、人事院勧告に準拠したベースアップを行うとともに、行動評価や職務面談を通じてコミュニケーションを深めつつ、子育てや介護を抱える職員に向けた新たな働き方についても試行実施しています。介護サービス事業に従事する職員の給与については、独自の初任給基準や昇格基準により人件費抑制を行っていますが、引き続き検討が必要と認識しています。	福祉人材の慢性的な不足に対し、業務の効率化・生産性の向上に向けた取り組みを行っていますが、公務員の給与体系に準拠している本会においては、柔軟な給与変更が困難な状況にあります。時勢に則した給与水準と事業の持続可能性との両立に向けた検討が必要です。
有効性 ・意図する成果に有効に結びついているか	地域共生社会の実現に向け、高齢者福祉や障害者福祉・児童福祉といった制度の枠にとらわれず、学校と福祉の連携、外国人支援、経済的に課題を抱える世帯への支援、社会貢献を希望する企業や社会福祉施設と要援護者とのマッチングなど、本会が持つネットワークを駆使した活動が行うことができます。	支援を必要とする方が抱えるニーズが多様化・複合化している中で、重層的かつ横断的・多機関協働での支援体制の構築が求められています。それに伴い、支援者の連携力の強化やコミュニケーションスキルの更なる向上が必要であると考えています。
総合評価	少子高齢化・人口減少が進む社会において、地域における人と人とのつながりの重要性は一層高まっています。本会は「一人も取り残さない」「支えられる人を支える人に」「すべての人に居場所と役割を」という理念のもと、地域住民の主体的な参画と、行政および関係機関・団体の皆様との協働により、各種事業を展開しています。	地域福祉活動に携わっていただいている皆様に加え、未来の担い手である若者や子どもたちとともに、地域の将来像を考える企画を実施し、地域全体で「支え合いの文化」を醸成します。

9 市による評価

評価の視点	評価内容	課題・方向性
団体の存在意義 (必要性) ・ 出資目的は薄れていないか ・ 市の施策の方向性に適合しているか	社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。同法第 58 条第 1 項には、地方公共団体は、条例で定める手続に従い、補助金を支出できる規定があります。本市の地域共生社会及び地域福祉への取り組みは、市が策定する「豊中市地域福祉計画」と豊中市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」との緊密な連携のもと推進しています。	地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、地域力の底上げを図るためには、市社協の役割が重要です。複合的な課題を持つ世帯への支援や外国人と福祉の課題など、地域共生社会をめざして地域の課題に積極的に取り組むことが求められます。市社協の培ってきた経験や知識、地域とのつながりを活用した取り組みが期待されており、今後も行政や関係機関と連携・協働した取り組みが必要です。
団体の活動領域 (効率性・有効性) ・ 出資法人等を活用するメリットはあるか ・ 出資法人等にしかできないことか	小学校区（義務教育学校設立以前の校区）で校区福祉委員会を組織して、小地域福祉ネットワーク事業を実施し、コミュニティソーシャルワーカーにより制度の狭間・複合的な課題への対応や福祉なんでも相談窓口のバックアップを行うなど、地域共生社会の実現に向けた重要な一翼を担っています。また、不登校支援、ヤングケアラーや外国人など新たに顕在化してきた課題に対しても独自の事業を展開し、支援に取り組んでいます。 ICT を活用した地域活動の取り組みを支援したりするなど、積極的に地域福祉の推進に取り組んでいます。	今後も引き続き ICT を駆使し、地域のつながりづくりや地域の担い手発掘・育成を期待します。 他の主体が実施できる事業については、中間支援組織として地域福祉ネットワーク会議などを開催し、ネットワーク構築を進めています。このことにより、圏域ごとの資源づくりやコーディネート機能が活かされているものと考えます。
団体と市との関係性 (効率性・有効性) ・ 事業の成果が市の施策の推進にどれだけ貢献しているか ・ 市の関与は適切か	地域共生社会の実現に向け、孤立防止の取り組みや支援機関のネットワーク構築による多機関協働での支援が求められますが、市社協は、市民主体の取り組みを促進するにあたって重要なコーディネート機能を担っており、十分な貢献がなされています。市として、補助金が適正に活用されているか、委託事業は適正に運用されているか、事業活動面・財務面で精査しながら法人活動を支援しています。	多機関協働推進事業において、複合的な課題をもつ世帯の気づきや支援を行っていく上で、市と市社協の連携は必要不可欠です。また学校と福祉、外国人と福祉など多機関・多分野が連携し重層的、包括的な支援が実施できるような体制づくりのため、市・市社協間で十分なコミュニケーションを図り、適切な役割分担のもとで協働に取り組めます。
総合評価	重層型支援体制整備事業における市社協の取り組みは全国的にモデルとされているところであり、複雑多様化する福祉課題への対応としてコミュニティソーシャルワーカーに期待される役割はますます大きくなっています。今後も市と緊密に連携することで、対象者別の概念にしばられない、切れ目のない支援を実施し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会をめざします。	社会福祉法の改正や成年後見制度の見直しにより、既存の仕組みやサービスを再編していく必要があります。また 2040 年問題への対応が早急に求められています。ICT 活用に加え、若年層への働きかけや異業種との連携を通じ、新たな福祉活動の担い手の確保を率先して進めていくことを期待します。